

## ④ 財産評価基本通達の改正

**Q** : 土地や同族会社の株の評価方法が変わったようですが、どのように変わったのですか？

**A** : 会社法や法人税の改正に対応した改正で、土地のほか取引相場のない株式の評価などの評価方法も変わることとなりました。

### 【解説】

国税庁は、このたび、財産評価基本通達の改正をホームページ上で公表しました。財産評価基本通達は相続や贈与、個人間取引における価額の算定に用いられています。

アドレスは次のとおりです。

<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/kobetu/zaisan/5333/01.htm>

今回の改正は、会社法や法人税法などの改正に対応したものが中心となっており、次のようなものが改正になっています。

### ① 土地評価関係

- ・ 奥行価格補正率表
- ・ 側方路線影響加算率表
- ・ 二方路線影響加算率表
- ・ 地積区分表
- ・ 不整形地補正率表
- ・ 間口狭小補正率表

### ② 株式関係

取引相場のない株式を評価する場合に用いる1株当たり資本金額を資本金等の額に改められました。

なお、この改正は、平成19年1月1日以後の相続等により取得した財産の評価から適用されます。

